

○岡山市がん対策推進条例

平成23年3月16日

市条例第50号

（目的）

第1条 この条例は、本市のがん対策に関し、市、がんの予防又はがんに係る医療（以下「がん医療」という。）に携わる者（以下「保健医療関係者」という。）及び市民の責務等を明らかにするとともに、本市のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、科学的知見に基づく適切ながん医療をすべての市民が受けられるようにするための総合的な施策を推進し、もって市民ががん患者となってもお互いに支え合い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族又は遺族（以下「家族等」という。）で構成される団体その他の関係団体との連携を図りつつ、がん対策に関し、本市の地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項の施策は、がん医療のほか介護、福祉、教育、雇用等幅広い観点からの検討を踏まえて策定されるものでなければならない。

（保健医療関係者の責務）

第3条 保健医療関係者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めるものとする。

2 保健医療関係者は、がん患者及びその家族等に対し、積極的にこれらの者が必要とするがんに関する情報を提供するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、必要に応じ、主体的にがん検診を受けるよう努めるものとする。

（がんの予防及び早期発見の推進）

第5条 市は、がんに関する正しい理解及び関心を深めるための普及啓発、情報提供その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、がんの早期発見に資するよう、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族等で構成される団体その他の関係団体と連携し、がん検診の受診率及び質の向上等を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者等の負担の軽減)

第6条 市は、がん患者の療養生活の質の維持向上及びがん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安その他のがんの罹患に伴う負担の軽減に資するため、医療機関等と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) がん患者及びその家族等に対する相談体制の充実強化

(2) がん患者及びその家族等又はがん患者及びその家族等で構成される団体その他の団体が、他のがん患者及びその家族等に対して、自らの経験、研究等を生かして行う支援活動の推進

(3) 前2号に掲げるもののほか、がん患者の療養生活の質の維持向上及びがんの罹患に伴う負担の軽減に関し必要な施策

(緩和ケアの充実)

第7条 市は、がん患者の身体的苦痛、精神的苦痛その他の苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為（以下「緩和ケア」という。）の充実を図るため、県と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成

(2) 治療の初期段階からのがん患者の状況に応じた緩和ケアの推進

(3) 緩和ケアの拠点としての機能を担う体制及び緩和ケアに係る地域における連携協力体制の整備

(4) 居宅において緩和ケアを受けられることができる体制の整備

(5) 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの充実に関し必要な施策

(がん医療の水準の向上)

第8条 市は、専門的ながん医療を提供する医療機関その他の医療機関と連携し、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受

けることができるよう、在宅医療を含めてその環境整備に努めるものとする。

（在宅療養の推進）

第9条 市は、関係機関等と連携し、がん患者がその居宅において療養できる体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

（岡山市がん対策推進委員会）

第10条 がん対策の推進に関し、次に掲げる事務を行わせるため、岡山市がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（1） がん対策の推進に関する施策について、重要な事項を調査審議すること。

（2） がん対策の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じて、調査し、及び市長に意見を述べること。

2 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

3 委員は、がん患者及びその家族等で構成される団体を代表する者、保健医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員その他相当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

（施策の見直し）

第11条 市長は、がん対策の推進に関する施策の実施状況について、定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（市民総ぐるみによるがん対策の推進）

第12条 市は、県をはじめ、保健医療関係者、がん患者及びその家族等で構成される団体その他の関係団体と連携し、総合的ながん対策を市民総ぐるみで推進するものとする。

（財政上の措置）

第13条 市は、がん対策に関する各種施策を計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。